

# 林業イノベーション推進支援事業実施要領

公益社団法人 静岡県山林協会

## 第1 趣旨

公益社団法人静岡県山林協会（以下「山林協会」という。）は、静岡県における県土の保全と山村の振興を図るため、林業イノベーションの推進を行う地域の取組に対し活動費を交付するものとし、その交付にあたっては、この要領の定めによる。

## 第2 事業の目的

航空レーザー計測やドローン活用及びICT等の先端技術を活用した、木材供給力の拡大や、主伐・再造林の推進、流通改革等による林業イノベーション推進の取組を、予算の範囲内で支援することにより、森林資源の循環利用による林業の成長産業化を促進する。

## 第3 実施主体

林業イノベーション推進に取り組む、県、市町、地域の森林所有者及び林業経営体に加え、航空レーザー計測やドローン活用などの先端技術を有する企業等により組織する林業イノベーション推進地域協議会

## 第4 事業区分

林業イノベーション推進に資する次の事業

### (1) 林業イノベーションの普及啓発

- ア 高精度な森林資源情報に基づく生産適地の把握
- イ 森林施業の効率化・省力化による生産性及び安全性の向上
- ウ その他

### (2) 林業イノベーションに関する調査研究

### (3) 山林協会会長が認める事業

## 第5 対象とする経費

事業を実施するのに必要な次の経費とする。

区分	摘要
1 謝金	専門的知識の提供などに対する謝礼に必要な経費
2 旅費	専門的知識の提供者などの交通・宿泊に必要な経費（日当・食費は含まない）
3 需用費	
（1）消耗品	文献、書籍、原材料、消耗品（救急医薬品、安全装備等）等
（2）印刷製本費	資料、図面、パンフレットなどの印刷・コピー、製本に必要な経費
4 通信運搬費	郵便料、諸物品の運賃の支払いなどに必要な経費
5 借上料	会場、用具、マイクロバス、トラックなどの借上に必要な経費
6 保険料	参加者などの傷害保険などに必要な経費
7 委託料	専門的知識を有する者などに調査研究、活動の実施を委託するのに必要な経費 ただし、この要領第4（1）を除く
8 その他	山林協会会長が認める必要な経費

附則 この要領は、令和2年9月25日から施行する。